地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約の公表

令和８年度室戸市ごみ不法投棄見回り委託業務について、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定に基づき、随意契約を締結したので、室戸市契約規則第３１条の３第２項により公表します。

令和８年４月１日

室戸市長　　植　田　壯　一　郎

記

(1)契約名	令和８年度　室戸市ごみ不法投棄見回り委託業務
(2)契約締結日	令和８年４月１日
(3)契約者氏名（名称） 所在地	公益社団法人　室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津２６番地５
(4)契約金額	６１３，６４０円以内
(5)契約を決定した理由	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第３７条第１項に規定するシルバー人材センターであり、提出された見積金額が予定価格内であったため。
(6)契約担当部署名称及び所在地	室戸市　市民課 室戸市浮津２５番地１
備　　考	